

# 配水施設保守管理業務委託及び貯水槽清掃業務委託特記仕様書

業務の円滑な遂行を目的とし、特に必要な事項を定める。

## 1. 履行場所

周南市各水道施設内

## 2. 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 3. 業務内容

### (1) 配水施設保守管理業務に関すること

ア 別表1 配水施設保守管理施設一覧に示す市内25箇所の施設点検を1ヶ月に1回に行い、点検報告書を点検完了後7日以内に提出すること。

イ 適宜ポンプ室、受水槽、配水池周辺の清掃を行い、草刈りについては期間中2回以上実施すること。

ウ 施設点検時の確認事項は以下の通り。

①ポンプ負荷電流、吐出圧、運転時間または使用電力量、グラウンド状況、ポンプ本体劣化状況、異音、臭気等。

②配水池・ポンプ所の施設状況および外観確認。(施設等の劣化状況確認、電線への倒木等)

### (2) 次亜塩素酸ソーダ注入設備について

ア 注入ポンプの運転管理

イ 次亜塩素酸ソーダの注入量の調節と確認。

ウ 次亜塩素酸ソーダの残量の確認と補充。

エ 管末残留塩素濃度0.1mg/l以上となるよう管理すること。

### (3) 水質検査

ア 水質検査は、発注者が指定した市内14箇所にて2週間に1回採水し、色、濁り、残留塩素の測定を行うこと。尚、これに必要な測定器は受注者が負担する。

イ 異常があった場合には、速やかに発注者に連絡し指示を得るとともに次亜塩素酸ソーダ注入量を調整すること。

### (4) 貯水槽清掃業務に関すること

ア 別表2 貯水槽清掃業務施設一覧に容量を示しているものを期間中1回行う。

イ 担当職員と事前に打ち合わせを実施し作業及び断水の日時についてあらかじめ関係者等に通知すること。

ウ 清掃の手順は以下の通りとする。

- ①専用の衣服を着用し手足等を塩素剤（次亜塩素酸ソーダ希釈液）にて、消毒したのち貯水槽内の沈殿物及び浮遊物質並びに壁面に付着した物質を除去し清掃に用いた水を完全に排除するとともに貯水槽周辺の清掃を行うこと。
- ②貯水槽の清掃終了後塩素剤（次亜塩素酸ソーダ希釈液）を用いて、2回貯水槽の消毒を行う。1回目の消毒後30分間放置し消毒排水を完全に排除するとともに2回目の消毒後30分間放置しその後は貯水槽内に立ち入らないこと。
- ③貯水槽内の水張り後、給水栓及び貯水槽における水について残留塩素、色度、濁度、臭気、味の測定を行い水質基準を満たしていることを確認すること、基準を満たしていない場合は、その原因を調査し対策を講ずること。
- ④水槽内清掃時は換気対策を講ずること。
- ⑤貯水槽清掃完了後7日以内に結果報告書を作成し提出すること。

#### 4. その他

- (1) 配水施設に立入る者は、水道法第21条第1項に基づき、作業着手前に医療機関において検便を行いその結果の原本を提出すること。検査内容については、赤痢菌、サルモネラ菌、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌の5項目とする。水道法施行規則第16条第1項に基づき6ヶ月ごとに医療機関において再度検便を行い提出すること。
- (2) 施設の運転等に異常が発生した時は、発注者に連絡し指示を得るとともに応急処置を行うこと。その際の応急処置及び、送水ポンプ施設の改良改善等、特別な費用を要する場合は別途発注者負担とする。
- (3) 馬島水道施設への次亜塩素酸ソーダ運搬運賃は、委託費用内で受注者負担とする。

## 配水施設保守管理業務委託施設一覧

No	名称	ポンプ	出力	備 考
		(台)	(kw)	
1	馬島水道施設	2	7.5	ポンプ室・次亜塩素素注入施設・受水槽・配水池
2	粕島水道施設	—	—	受水槽
3	大島西佐倉水道施設	2	1.5	加圧ポンプ 所
4	桜南団地水道施設	2	3.7	加圧ポンプ室・配水池
		2	2.2	加圧ポンプ 室
5	鼓ヶ丘団地水道施設	2	3.7	加圧ポンプ 室・配水池
6	奈切水道施設	2	7.5	加圧ポンプ 室・次亜塩素素注入施設・配水池
7	曙団地水道施設	2	5.5	加圧ポンプ 室・配水池
		2	3.7	加圧ポンプ 室
8	黒岩団地水道施設	—	—	配水池
9	秋月団地水道施設	2	18.5	ポンプ室・受水槽・高地区配水池
		—	—	低地区配水池
10	高尾団地水道施設	2	7.5	ポンプ室・受水槽・低地区配水池
		2	1.5	ポンプ室・高地区配水池
11	栄谷水道施設	2	3.7	ポンプ室・受水槽・低地区配水池
		2	3.7	ポンプ室・高地区配水池
12	城山団地水道施設	2	7.5	ポンプ室・受水槽・配水池
13	金剛山水道施設	2	11	ポンプ室・受水槽・配水池
14	幸の台水道施設	2	3.7	ポンプ室・受水槽・配水池
15	望海台団地水道施設	2	15	ポンプ室・配水池
16	岸村団地水道施設	—	—	配水池
17	富岡西武井水道施設	2	5.5	ポンプ室・受水槽・配水池
18	長田団地水道施設	—	—	電気室・配水池
19	坂根団地水道施設	2	5.5	ポンプ室・受水槽・配水池
20	才原水道施設	2	5.5	ポンプ室・次亜塩素素注入施設・受水槽・配水池
21	畑水道施設	2	5.5	加圧ポンプ室・配水池
22	菅原水道施設	2	2.2	ポンプ室・受水槽・配水池
23	戸田山水道施設	2	3.7	加圧ポンプ室
24	大向(鹿野受水) 水道施設	—	—	次亜塩素素注入施設
25	徳山高専水道施設	2	3.7	加圧送水ポンプ

## 貯水槽清掃業務委託施設一覽

No	名称	施設名	容 量	槽数	施設名	容 量	槽数
1	馬島水道施設	受水槽	9.00 m <sup>3</sup>	1	配水池	138.00 m <sup>3</sup>	2
2	給島水道施設	受水槽	9.00 m <sup>3</sup>	1	—	—	—
3	桜南団地水道施設	—	—	—	配水池	120.00 m <sup>3</sup>	2
4	鼓ヶ丘団地水道施設	—	—	—	—	—	—
5	奈切水道施設	—	—	—	配水池	227.50 m <sup>3</sup>	2
6	曙団地水道施設	—	—	—	配水池	162.00 m <sup>3</sup>	3
7	黒岩団地水道施設	—	—	—	配水池	232.10 m <sup>3</sup>	2
8	秋月団地水道施設	—	—	—	高地区配水池	486.00 m <sup>3</sup>	2
		—	—	—	低地区配水池	211.00 m <sup>3</sup>	2
9	高尾団地水道施設	—	—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—	—
10	栄谷水道施設	受水槽	6.00 m <sup>3</sup>	1	低地区配水池	30.00 m <sup>3</sup>	1
		—	—	—	高地区配水池	3.20 m <sup>3</sup>	1
11	城山団地水道施設	受水槽	25.20 m <sup>3</sup>	1	配水池	145.80 m <sup>3</sup>	2
12	金剛山水道施設	受水槽	3.61 m <sup>3</sup>	1	—	—	—
13	幸の台水道施設	受水槽	5.04 m <sup>3</sup>	1	配水池	19.04 m <sup>3</sup>	1
14	望海台団地水道施設	—	—	—	配水池	105.00 m <sup>3</sup>	1
15	岸村団地水道施設	—	—	—	配水池	10.00 m <sup>3</sup>	1
16	富岡西武井水道施設	—	—	—	配水池	14.00 m <sup>3</sup>	1
17	長田団地水道施設	—	—	—	配水池	438.00 m <sup>3</sup>	3
18	坂根団地水道施設	受水槽	7.56 m <sup>3</sup>	1	配水池	19.10 m <sup>3</sup>	1
19	才原水道施設	受水槽	10.05 m <sup>3</sup>	1	配水池	47.31 m <sup>3</sup>	2
20	畑水道施設	—	—	—	配水池	43.75 m <sup>3</sup>	2
21	菅原水道施設	受水槽	6.65 m <sup>3</sup>	1	配水池	7.20 m <sup>3</sup>	1